

## 川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業 実施方針

川西市は「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号 最終改正:平成 27 年 9 月 18 日法律第 71 号)」第 5 条第 3 項の規定により、「川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業 実施方針」を公表します。

平成 28 年 6 月 30 日

川西市長 大塩 民生



# 川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業

## 実施方針

平成 28 年 6 月 30 日

川西市



## 【 目 次 】

<b>第 1</b>	<b>特定事業の選定に関する事項</b> .....	<b>1</b>
1.	事業内容に関する事項 .....	1
2.	特定事業の選定に関する事項 .....	4
<b>第 2</b>	<b>事業者の募集及び選定に関する事項</b> .....	<b>5</b>
1.	事業者選定に関する基本的な考え方 .....	5
2.	選定の手順及びスケジュール（予定） .....	5
3.	事業者の募集及び選定手続き等 .....	5
4.	入札参加者の構成等 .....	8
5.	入札参加者の備えるべき参加資格要件 .....	9
6.	事業提案の審査に関する事項 .....	11
7.	落札者決定後の手続き .....	12
8.	提案審査書類の取扱い .....	13
9.	SPC の設立等 .....	13
<b>第 3</b>	<b>事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項</b> .....	<b>14</b>
1.	リスク分担の方法等 .....	14
2.	業務品質の確保 .....	14
<b>第 4</b>	<b>事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項</b> .....	<b>16</b>
1.	疑義対応 .....	16
2.	紛争処理機関 .....	16
<b>第 5</b>	<b>事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項</b> .....	<b>17</b>
1.	本事業の継続に関する基本的な考え方 .....	17
2.	継続が困難となった場合の措置 .....	17
3.	融資機関又は融資団と市との協議 .....	18
<b>第 6</b>	<b>法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項</b> .....	<b>19</b>
1.	法制上及び税制上の措置 .....	19
2.	財政上及び金融上の支援 .....	19
<b>第 7</b>	<b>その他、特定事業の実施に関し必要な事項</b> .....	<b>20</b>
1.	情報提供 .....	20
2.	本事業において使用する言語、通貨単位等 .....	20
3.	入札参加に伴う費用負担 .....	20
4.	実施方針等に関する問い合わせ先 .....	20

- ・添付資料 1                    リスク分担表（案）
- ・添付資料 2                    本事業の対象校一覧
- ・添付資料 3                    第 1 回現地見学会の実施要領及び留意事項
- ・添付資料 4                    参考図書の貸与について
  
- ・様式 1                         実施方針等に関する意見書
- ・様式 2                         第 1 回現地見学会 参加申込書
- ・様式 3                         参考図書 の 貸与 申込書

## 第1 特定事業の選定に関する事項

### 1. 事業内容に関する事項

#### (1) 事業名称

川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備 PFI 事業（以下「本事業」といいます。）

#### (2) 公共施設等の管理者

川西市長 大塩 民生

#### (3) 対象となる事業の概要

川西市（以下「市」といいます。）は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空気調和設備（以下「空調設備」といいます。）に関して、市内の小中学校、幼稚園、及び特別支援学校 28 校・園（以下「対象校」といいます。）の普通教室及び特別教室等 960 室程度（以下「対象室」といいます。）において、新規設備の新設及び設置後概ね 20 年が経過した既存の空調設備の新規設備への更新（以下、併せて「整備」といいます。）を実施します（対象校及び対象室の数については、確定ではありません）。また、新規設備の維持管理及び対象校における更新の対象とならない既存の空調設備（以下「点検対象設備」といいます。）の点検を行います。

なお、対象校及び所在地は、別添資料 2「本事業の対象校一覧」を参照してください。

#### (4) 事業目的

本事業は、空調設備に関する整備をすることにより、幼児、児童、生徒（以下「生徒等」といいます。）に望ましい学習環境を提供することを目的とし、さらに事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に一斉導入することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運営でコスト削減を図ります。

#### (5) 事業方式

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」といいます。）に基づき、市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」といいます。）が、自らの資金で設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、所有権移転業務により市に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理業務等を行う BT0 (Build-Transfer-Operate)方式により実施します。

#### (6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（平成 29 年 3 月を予定）から、平成 42 年 3 月未までとします。

## (7) 事業スケジュール（予定）

契約締結日	平成 29 年 3 月
設計及び施工期間	平成 29 年 3 月～平成 29 年 8 月末
維持管理期間	平成 29 年 9 月～平成 42 年 3 月末
事業終了	平成 42 年 3 月末

## (8) 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとします。

### 設計業務

- (ア) 設計のための事前調査業務
- (イ) 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）
- (ウ) その他、付随する業務（設計図書に記載の水準（以下「業務水準」といいます。）に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

### 施工業務

- (ア) 整備のための事前調査業務
- (イ) 整備に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、更新の対象となる既存の空調設備の撤去、既存の冷媒の回収・引き渡し等を含みます。）
- (ウ) その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

### 工事監理業務

- (ア) 施工に係る工事監理業務
- (イ) その他、付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。）

### 所有権移転業務

- (ア) 施工完了後の市への新規設備の所有権の移転業務

### 維持管理業務

- (ア) 新規設備の維持管理のための事前調査業務
- (イ) 新規設備の性能の維持に必要なとなる一切の業務（新規設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
- (ウ) 新規設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
- (エ) 新規設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- (オ) 新規設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）

- (カ) 新規設備及び点検対象設備の法定点検業務(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)に係る点検業務等)
- (キ) その他、付随する業務(計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、市が行うモニタリングへの協力、交付金申請手続きへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含まれます。) エネルギー供給は、本事業の範囲に含みません。新規設備及び点検対象設備の運転に必要となるエネルギー費用は、市が負担します。

#### 移設等業務

- (ア) 対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により新規設備の移設、増設、廃棄等(以下「移設等」といいます。)が必要となった場合の移設等業務  
新規設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、市の負担とします。

### (9) エネルギーの種別

新規設備の運転に必要となるエネルギーの種別については、事業者において電気、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかから設定することとします。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し提案することとします。また、エネルギーは組み合わせで提案できることとします。

### (10) 選定事業者の収入

次に掲げる費用が事業者の収入となります。なお、支払い方法の詳細は、入札説明書等において提示します。

#### (ア) 設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る費用

市は、選定事業者が実施する本事業に要する費用のうち、設計、施工、工事監理、所有権移転等に係る費用(以下「整備費」といい、金融機関等からの借り入れ等を行う場合の金利分もこの整備費に含みます。)については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり選定事業者に支払います。

また、整備費の一部については、事業契約書においてあらかじめ定める額を、所有権移転後に選定事業者に一括して支払うことを予定しています。

#### (イ) 維持管理等に係る費用

市は、維持管理等に係る費用(以下「維持管理費」といいます。)については、事業契約書においてあらかじめ定める額を維持管理期間にわたり選定事業者に支払います。

### (11) 遵守すべき法制度等

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理、維持管理の各業務に関連する法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等を本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にしてください。

なお、遵守すべき法規制及び適用・参考にする基準等については、要求水準書(案)を参照してください。

## (12) 事業期間終了時の措置

選定事業者は、維持管理期間中の業務を適切に行い、事業期間終了時に、事業契約に定める新規設備の性能（以下「性能基準」といいます。）を満たす状態とします。

なお、事業期間終了時の新規設備の性能は、市が示す要求水準に加えて、選定事業者が提案した事業終了時の性能基準に基づくこととし、その旨を事業契約に規定します。

## (13) 実施方針等の変更

実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」といいます。）の公表後における事業者からの意見等又は市内部での検討を踏まえて、実施方針は特定事業の選定までに、要求水準書（案）は入札公告までに内容を見直し、変更することがあります。

実施方針等の変更を行った場合には、速やかにその内容を川西市ホームページ（第7・4.を参照のこと。以下同様とします。）に掲載し、公表します。

## 2. 特定事業の選定に関する事項

### (1) 特定事業の選定

市は、PFI 法等に基づき、本事業を実施することにより、市自らが従来方式により実施した場合と比較して、効率的かつ効果的に本事業の実施ができると判断した場合、本事業を特定事業として選定します。

### (2) 選定基準

特定事業の選定については、次の項目の評価の結果に基づいて判断します。

- (ア) ライフサイクルコストの比較による定量的な評価の結果
- (イ) サービス水準の向上等の定性的要因に関する客観的な評価の結果
- (ウ) 事業者に移転可能なリスクの評価の結果

### (3) 選定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、評価の内容とあわせて、川西市ホームページ等に掲載し、公表します。

なお、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表します。

## 第2 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1. 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、選定事業者に設計、施工、工事監理、所有権移転、維持管理、移設等及びこれに付随し関連する一切の業務の実施を求めるもので、事業期間も長期間にわたることから、選定事業者には本事業を確実に遂行できる総合的な能力が求められます。

したがって、事業者の選定にあたっては、競争性、公平性及び透明性の確保に配慮した上で、市が支払うサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により事業者を選定します。

### 2. 選定の手順及びスケジュール(予定)

事業者の選定にあたっては、次の手順で行うことを予定しています。

日 程 (予定)	内 容
平成28年 6月30日	実施方針等の公表
6月30日 ~7月7日	実施方針等に関する意見の受付
6月30日 ~7月8日	第1回現地見学会の申込受付
6月30日 ~7月4日	参考図書 の貸与 の受付
7月9日	第1回現地見学会(詳細提案校のみ)の開催
7月中旬	特定事業の選定及び公表
〃	入札説明書等の公表
〃	入札説明書等に関する説明会の開催
〃	第2回現地見学会(全対象校)の申込受付
〃	参考図書 の貸与 の受付
〃	第1回入札説明書等に関する質問の受付
7月中旬 ~7月下旬	第2回現地見学会(対象校全校)の開催
8月上旬 ~8月中旬	個別対話の実施
8月中旬	第1回入札説明書等に関する質問への回答の公表
8月中旬 ~8月下旬	第2回入札説明書等に関する質問の受付
9月上旬	第2回入札説明書等に関する質問への回答の公表
9月中旬	参加表明書及び資格確認書類の受付
9月下旬	資格確認結果の通知
10月中旬	入札書及び提案書の受付
12月上旬	落札者の決定
12月下旬	基本協定の締結
12月下旬	審査講評の公表
平成29年 2月上旬	仮契約の締結
3月下旬	事業契約の締結

### 3. 事業者の募集及び選定手続き等

#### (1) 実施方針等に関する意見の受付

実施方針等に記載された内容に関する意見を次の要領により受け付けます。受け付けた意見については、本事業の実施に向けて活用を図ります。

受付期間

平成 28 年 6 月 30 日（木）から平成 28 年 7 月 7 日（木） 17:00 必着

提出方法

実施方針等に関する意見書（様式 1）を川西市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出してください。なお、メールタイトルは「実施方針等に関する意見（企業名）」と明記してください。

意見書のファイル形式は Microsoft Excel®とします。

申込先アドレスは第 7・4. に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」を参照してください。

#### (2) 第 1 回現地見学会の開催

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、詳細提案校の現地見学会を実施します。

詳細提案校とは、事業者選定段階において、新規設備の設置場所や配線・配管方法、安全確保のための動線確保等の考え方を確認するため、詳細な提案を求める対象校であり、事業実施にあたっては示された考え方により、詳細提案校以外の対象校への空調整備が実施されるものとして、提案内容を評価します。

第 1 回現地見学会の開催要領の概要は次のとおりであり、詳細な開催要領については、添付資料 3 に記載しています。

なお、現地見学会は、詳細提案校のみを対象とした第 1 回現地見学会（7 月 9 日開催）と、入札公告後に行う対象校全校を対象とした第 2 回現地見学会（7 月中旬～7 月下旬）の 2 回を予定しています。

日時及び開催場所

開催日時 平成 28 年 7 月 9 日（土）10:00 から（各校 1 時間半程度）

開催場所	陽明小学校	（川西市向陽台 3 丁目 6 番地の 219）
	川西養護学校	（川西市清和台西 2 丁目 3 番地の 81）
	東谷幼稚園	（川西市見野 2 丁目 29 番 24 号）

参加申込み方法

第 1 回現地見学会への参加を希望する企業は、第 1 回現地見学会参加申込書（様式 2）を川西市ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、平成 28 年 7 月 8 日（金）17 時までに、電子メール（ファイル添付）にて提出してください。

#### (3) 参考図書の貸与

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を貸与します。参考図書及び貸し出し手続きの詳細については、添付資料 4 に記載しています。

#### 申込期間及び貸出期間

申込期間：平成28年6月30日（木）から平成28年7月4日（月）17：00まで

貸出期間：平成28年7月4日（月）から平成28年7月8日（金）17：00まで

貸出時間：9：00から17：00（ 12：00から13：00を除く。）

なお、貸与された資料は平成28年7月11日（月）までに返却してください。

#### (4) 入札公告、入札説明書等の公表

特定事業として本事業を選定後、入札説明書、要求水準書、落札者選定基準、基本協定書（案）、事業契約書（案）、様式集、その他必要な文書（以下「入札説明書等」といいます。）を川西市ホームページに掲載し、公表します。

#### (5) 入札説明書等に関する説明会

入札説明書等に関する説明会を開催し、市の考え方を説明します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示します。

#### (6) 個別対話の実施

個別対話を実施します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示します。

#### (7) 第2回現地説明会の開催

本事業の対象校全校の現地見学会を開催します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示します。

#### (8) 入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等の記載内容についての質問を受け付けます。また、受け付けた質問は、市の回答とともに公表します。

なお、具体的な日程、申込み方法等は、入札説明書において提示します。

#### (9) 参加表明書及び資格確認書類の受付

本事業の入札に参加しようとする事業者は、入札に先立ち、参加表明書及び資格確認書類を提出することとします。

なお、参加表明書及び資格確認書類の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示します。

#### (10) 参加資格確認

入札説明書等に基づき入札参加資格の審査を行います。確認の結果については、各入札参加者の代表企業に対して通知します。

## (11) 入札書及び提案書の受付

入札説明書等に基づき、入札参加資格審査通過者から入札書及び提案書を受け付けます。

なお、入札書及び提案書の提出方法、時期、その他必要な書類の詳細等については、入札説明書等において提示します。

## 4. 入札参加者の構成等

### (1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた複数の企業（以下「構成企業」といいます。）により構成されるグループ（以下「入札参加者」といいます。）とします。また、入札参加者は、あらかじめ構成企業のうち施工業務を行う企業から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととします。ただし、特別目的会社（以下「SPC」といいます。）を設立する場合は、代表企業が施工業務を行う企業でなくても構いません。なお、構成企業から直接業務の一部を受託又は請け負う者を協力企業とします。

入札参加者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業により構成されるものとします。なお、進捗管理や他の構成企業との連絡調整などの業務を行う企業が構成企業となることを妨げません。

落札者となった入札参加者は、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として SPC を設立しても構いません。ただし、SPC を設立する場合は、次の要件をすべて満たさなければなりません。

(ア) 代表企業は、SPC の出資者のうち最大の出資を行ってください。

(イ) 構成企業以外の者が出資することも可能ですが、構成企業以外の者の出資は、SPC の議決権株式の 50% 未満でなければなりません（構成企業が、事業期間中、SPC の議決権株式の過半数を保有していなければなりません）。

(ウ) 出資者は、本事業が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはけません。

(エ) SPC から直接業務を受託することができるものは、構成企業のみとします。

### (2) 構成企業等の明示

参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の構成企業及び SPC を設立する場合はこれに出資するすべての企業について明らかにしてください。

### (3) 複数業務の禁止

入札参加者の構成企業が、第 1・1.・(8) に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げませんが、同一の事業対象個所（学校単位とします。）における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはなりません。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいいます（以下同じ。）

#### (4) 複数応募の禁止

入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業になることはできません。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成企業になることはできません。

#### (5) 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の変更は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めません。

### 5. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成企業は、以下で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「参加資格確認基準日」といいます。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない構成企業を含む入札参加者の応募は認めません。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなします。

また、本事業について第2・6.・(1)で示す選定委員会の委員に、接触を試みた者については、入札参加資格を失います。

なお、本事業への参加を希望する企業で、「平成28年度 川西市一般競争入札参加有資格者名簿」（以下「資格者名簿」といいます。）に登録されていない事業者は、資格者名簿への登録を受け付ける予定です。

#### (1) 入札参加者の共通参加資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- (イ) 参加表明書の受付締切日から提案書の提出締切日までの間において、市の指名停止期間中でない者であること。
- (ウ) 川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。
- (エ) 会社更生法（平成14年法第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）等、経営状態が著しく不健全である者と認められないこと。
- (オ) 建築士法（昭和25年法律第77号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けていない者であること。
- (カ) 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。

- (キ) 最近 2 年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (ク) 本事業についてアドバイザリー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
  - ・三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
  - ・株式会社東畑建築事務所
  - ・弁護士法人御堂筋法律事務所
- (ケ) 選定委員会の選定委員又は選定委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

## (2) 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件

### 「設計業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法(昭和 25 年法第 202 号)に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つ者を有していること。
- (イ) 資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、平成 18 年度以降に、設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m<sup>2</sup>以上の建物を対象とする空調設備の設計の事業者としての実績を有していること。

### 「施工業務」及び「移設等業務」を行う者の要件

- (ア) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、建設業法(昭和 24 年法第 100 号)第 3 条第 1 項の規定による「管工事」又は「電気」に係る特定建設業の許可を受けていること。
- (イ) 資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、平成 18 年度以降に、設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m<sup>2</sup>以上の建物を対象とする空調設備の施工の事業者としての施工実績を有していること。

### 「工事監理業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つものを有していること。
- (イ) 資格者名簿に登録されていること。
- (ウ) 構成企業のうち必ず 1 社以上は、平成 18 年度以降に、設置完了済みの室内機 10 台以上かつ延べ床面積 500 m<sup>2</sup>以上の建物を対象とする空調設備の工事監理の実績を有していること。

### 「維持管理業務」を行う者の要件

- (ア) 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要な場合、その資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があること。

(イ) 構成企業のうち必ず1社以上は、平成18年度以降に、設置完了済みの室内機10台以上かつ延べ床面積500㎡以上の建物を対象とする連続して1年以上の空調設備に関する維持管理実績を有していること。

### (3) 参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消します。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とします。

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募企業」といいます。）のうち、1ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」といいます。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」といいます。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を市に申請し、事業契約締結日までに市が認めた場合。ただし、残存企業のみで入札参加者の再編成を市に申請する場合は、当該残存企業のみで本実施方針に定める入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要です。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととします。ただし、応募企業のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消します。

### (4) 地域経済への配慮

構成企業及び協力企業には、できるだけ市内に本店、支店、又は営業所を有する企業（以下「市内企業」といいます。）を加えるように努めるとともに、工事開始から維持管理期間が満了するまでの間、必要な資機材・飲食物・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施してください。

## 6. 事業提案の審査に関する事項

### (1) 選定委員会の設置及び基本的な考え方

事業提案の審査は、透明性・公正性及び競争性を確保するため、学識経験者等により構成する川西市立小中学校及び幼稚園等空調設備整備PFI事業者選定委員会（以下「選定委員会」といいます。）において行います。

なお、選定委員は以下のとおりです。

氏名	所属
相良 和伸	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻 教授
土川 忠浩	兵庫県立大学環境人間学部環境人間学科 教授
延原 理恵	京都教育大学教育学部家政科 准教授
田辺 彰子	田辺彰子公認会計士事務所
若生 雅史	陽明小学校 校長

本事業について選定委員に接触を試みた者は、入札参加資格を失います。

## (2) 審査の内容

選定委員会においては、事業方針、事業実施体制、各業務に係る事業計画等について総合的に評価を行い、入札額（本事業に係る費用）とともに、最も優れた提案を行った入札参加者を最優秀提案者として、市へ答申します。

## (3) 審査の手順

審査は、第一次審査（資格審査及び実績審査）と第二次審査（提案審査）の二段階に分けて実施します。なお、提案審査の際に、各入札参加者に対してヒアリングを行うことがあります。

### 第一次審査

入札参加者が基本的な参加資格要件及び各担当業務の参加資格要件を満たしているか審査します。満たさない場合は失格とします。

### 第二次審査

第二次審査は、第一次審査を通過した者から提出された提案書類について、落札者決定基準に従い、市が入札価格の確認及び基礎審査（提案書類における要求水準の達成の確認）を行います。その後、基礎審査を通過した入札参加者の提案内容について、下記の定量的評価及び定性的評価を行い、最優秀提案者を決定します。

#### (ア) 定量的評価

入札価格及びエネルギー費用（事業期間内に新規設備の運用に必要となるエネルギー量を基に算出した費用）により評価します。（評価方法は入札説明書等で示します。）

なお、入札価格が予定価格を超えた場合は失格とします。

#### (イ) 定性的評価

入札参加者が提出した提案書に基づき、事業理念、事業実施体制、各業務に係る事業計画等の項目に沿って提案内容を審査の上、評価します。

## (4) 落札者の決定・公表

入札参加者から提出された提案書を選定委員会が審査し、最優秀提案者を決定します。市は、選定委員会の審査結果を踏まえて、落札者を決定します。

落札者決定後、速やかに当該入札参加者に対して決定された旨を通知するとともに、川西市ホームページに掲載し、公表します。

## 7. 落札者決定後の手続き

### (1) 基本協定の締結

市と落札者は、入札説明書等及び提案書に基づき、基本協定を締結します。この基本協定の締結により、落札者を事業予定者とします。

## (2) 事業契約の締結

市と事業予定者は、基本協定に基づき市議会の議決を経て、事業契約を締結します。

## (3) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない場合、又はいずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかに川西市ホームページに掲載し、公表します。

## 8. 提案審査書類の取扱い

### (1) 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属します。ただし、市が川西市情報公開条例（平成4年条例第8号）に基づき応募内容を公表する場合、その他市が必要と認めるときには、市は提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとします。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

### (2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととします。

## 9. SPC の設立等

落札者が本事業を遂行するために会社法に定める株式会社として SPC を設立する場合には、市は落札者と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、SPC と事業契約を締結するものとします。SPC は事業契約の仮契約の締結までに設立することを要します。

### 第3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### 1. リスク分担の方法等

##### (1) リスク分担の基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と選定事業者が適正にリスクを分担することを基本とします。

したがって、選定事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には選定事業者が負います。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負います。

##### (2) 予想されるリスクと責任分担

市と選定事業者とのリスク分担は、原則として別添資料1によることとします。具体的内容については、実施方針に対する意見等を踏まえ、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めます。

##### (3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は選定事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担します。また、市及び選定事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、入札説明書等において示し、詳細については事業契約書において定めます。

#### 2. 業務品質の確保

##### (1) 提供されるサービスの水準

本事業において最低限実施されるべき業務のサービス水準については、要求水準として、要求水準書に提示します。

なお、本事業で選定事業者が提供するサービス水準は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針、事業者提案書類、各種共通仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となります。

##### (2) 事業者による業務品質の確保

選定事業者は、提供するサービス水準を維持改善するため、選定事業者自ら、業務のマネジメント及びセルフモニタリングを実施します。

なお、セルフモニタリングは、選定事業者が提供するサービス水準が、新規設備に係る性能基準及び維持管理業務に係る業務水準を満たすことを、選定事業者自らが確認するものであり、市が実施するモニタリングの内容を包含しているものとします。

詳細については、事業契約書（案）において提示します。

### (3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設の各業務についてモニタリングを行います。なお、モニタリングにあたっては、選定事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用します。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）において提示します。

### (4) モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、選定事業者が実施する設計、施工、工事監理、維持管理及び移設等の各業務の水準が業務水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告やサービスの対価の減額等の措置を行います。

その方法及び内容等については、事業契約書（案）において提示します。

#### 第4 事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

##### 1. 疑義対応

事業契約の解釈について疑義が生じた場合は、市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、事業契約書に規定する具体的措置に従うものとします。

##### 2. 紛争処理機関

事業契約に関する紛争については、神戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

## 第5 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

### 1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

事業予定者においては、本事業の確実な履行を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定めます。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び選定事業者の責任に応じて必要な修復その他の措置を講じます。

### 2. 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は、以下のとおりとします。

#### (1) 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 選定事業者の提供するサービスが事業契約書に定める業務水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、選定事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができるものとします。この場合において選定事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができるものとします。
- (イ) 選定事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができるものとします。
- (ウ) 上記のいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき選定事業者に対して違約金等の支払いを求めることができるものとします。

#### (2) 市の責めに帰すべき事由の場合

- (ア) 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとします。
- (イ) 上記の規定により選定事業者が事業契約を解除した場合、選定事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとします。

#### (3) 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- (ア) 不可抗力、その他市又は選定事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行います。
- (イ) 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び選定事業者は、事業契約を解除することができるものとします。

#### (4) その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定めます。

### 3. 融資機関又は融資団と市との協議

市は、本事業の安定的な継続を図ることを目的として、選定事業者の本事業に係る資金を供給する融資機関又は融資団と協議を行い、当該融資機関又は融資団と直接協定を締結することがあります。

## 第6 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

### 1. 法制上及び税制上の措置

現時点で、市は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していません。  
市は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとします。

### 2. 財政上及び金融上の支援

市は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していません。財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとします。

## 第7 その他、特定事業の実施に関し必要な事項

### 1. 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、川西市ホームページに掲載し提供します。

### 2. 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

### 3. 入札参加に伴う費用負担

入札参加に要する費用については、すべて入札参加者の負担とします。

### 4. 実施方針等に関する問い合わせ先

実施方針等に関する問い合わせ先は以下のとおりとします。なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、川西市ホームページに掲載し、公表します。

担当	公共施設マネジメント室	阪上・中村
住所	〒666-8501	川西市中央町12番1号
電話	072-740-3737	
FAX	072-740-1317	
ホームページアドレス	<a href="http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/index.html">http://www.city.kawanishi.hyogo.jp/index.html</a>	
電子メールアドレス	<a href="mailto:kawa0198@city.kawanishi.lg.jp">kawa0198@city.kawanishi.lg.jp</a>	

## リスク分担表（案）

[ リスク分担（案）凡例： 主たるリスクの負担者、 従たるリスクの負担者 ]

## 共通

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
入札説明書リスク		1	入札説明書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの		
制度関連 リスク	法令変更 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	1	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		
		4	消費税および地方消費税に関する変更		
	税制変更 リスク	5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更		
		6	上記以外の税制の変更等（例：法人税率の変更）		
		7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延		
	許認可等 リスク	8	業務の実施に関して選定事業者が取得すべき許認可の遅延		
		9	政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	2	
	社会リスク	住民対応 リスク	10	整備および事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	
11			選定事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		
環境 リスク		12	選定事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		
		13	選定事業者の行う業務に起因する事故、事業者の維持管理業務の不備に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		
第三者賠償 リスク		14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償		
		15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、および、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	3	3
経済リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保		
	物価変動 リスク	17	設計・建設段階の物価変動（整備費に関するもの）		
		18	維持管理段階の物価変動（維持管理費に関するもの）	4	4
	金利変動 リスク	19	整備費の割賦金利の変動		

### 設計・施工段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
測量・調査リスク		20	選定事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		
		21	選定事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等		
計画リスク	設計リスク	22	選定事業者が実施した設計に不備があった場合		
	計画変更リスク	23	市の要望による設計条件の変更等を行う場合		
工事リスク	工事費増加リスク	24	選定事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		
		25	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加		
	工期遅延リスク	26	選定事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		
		27	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合		
	設備損傷リスク	28	工事により新規設備、点検対象設備及びその他の設備が損傷した場合		
施設損傷リスク	29	工事により施設が損傷した場合			
工事監理リスク		30	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		
要求性能未達リスク		31	工事完了後、公共側の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		
技術進捗リスク		32	計画・工事段階における技術進捗に伴い、新規設備の内容に変更が必要となる場合		

### 維持管理段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				市	事業者
維持管理リスク	業務水準未達リスク	33	事業者の行う維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		
		34	市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下		
	性能リスク	35	新規設備の通常劣化等による性能の低下		
		36	既存の配管を用いたことによる性能の低下		
	設備瑕疵リスク	37	事業期間中に、本事業の工事による新規設備、点検対象設備及びその他の設備の瑕疵が発見された場合		
		38	事業期間中に、本事業の工事によらない点検対象設備の瑕疵が発見された場合		
	施設瑕疵リスク	39	事業期間中に、本事業の工事による施設の瑕疵が発見された場合		
	維持管理費増加リスク	40	市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理費の増加		
		41	市の要因以外の要因による維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるものを除く）		

	設備損傷 リスク	42	新規設備の劣化に対して、事業者が適切な維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		
		43	市の責めにより新規設備又は点検対象設備が損傷した場合	5	
		44	選定事業者の責めにより新規設備が損傷した場合		
		45	選定事業者の責めにより点検対象設備が損傷した場合		6
	施設損傷 リスク	46	市の責めにより施設が損傷した場合		
		47	選定事業者の責めにより施設が損傷した場合		
運営リスク	エネルギー コスト変動 リスク	48	エネルギーの単価が変動する場合		
		49	新規設備の使用時間が変動する場合		
		50	新規設備の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギーコストの増加		7
事業期間終了時の 性能リスク		51	事業期間終了時における性能水準の保持		

#### 【注釈】

- 1 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に市が負担しますが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとします。
- 2 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとします。ただし、当該事由により、維持管理の内容又は対象範囲が変更される場合は、変更の内容に応じて、市が選定事業者に支払う維持管理に係る費用を改定することを条件とします。
- 3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償請求を行わないこととし、事業者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とします。より詳細な負担方法については、事業契約書（案）において提示します。
- 4 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合には、調整を行います。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示します。
- 5 「市の責めにより新規設備又は点検対象設備が損傷した場合」には、市の職員、生徒等、教職員、生徒等の保護者等、学校の通常利用者によるものも含まれます。
- 6 「選定事業者の責め」であることの立証責任は市にあることとします。
- 7 事業期間中に空調機器の性能が、事業者の設定する性能を下回った場合（瑕疵又は故意、重過失による業務水準の未達は除く）事業者は一定の期間内に性能低下の回復を図る義務があり、これを怠る場合には、別途支払額の減額措置が課されます。また、これに起因して増加するエネルギーコストは事業者が負担することとします。

## 本事業の対象校一覧

通し 番号	学 校 名	所 在 地
1	久代小学校	川西市久代3丁目27番9号
2	加茂小学校	川西市加茂3丁目14番1号
3	川西小学校	川西市栄根1丁目1番1号
4	桜が丘小学校	川西市日高町4番1号
5	川西北小学校	川西市丸の内町7番1号
6	明峰小学校	川西市萩原台西3丁目242番地
7	多田小学校	川西市多田院1丁目4番1号
8	多田東小学校	川西市東多田3丁目21番1号
9	緑台小学校	川西市向陽台1丁目7番地の1
10	陽明小学校	川西市向陽台3丁目6番地の219
11	清和台小学校	川西市清和台東2丁目2番地の2
12	清和台南小学校	川西市清和台西5丁目1番地の2
13	けやき坂小学校	川西市けやき坂3丁目1番地の2
14	東谷小学校	川西市見野2丁目30番1号
15	牧の台小学校	川西市大和東1丁目47番地の1
16	北陵小学校	川西市丸山台1丁目3番地の2
17	川西南中学校	川西市久代3丁目3番1号
18	川西中学校	川西市松が丘町1番1号
19	明峰中学校	川西市湯山台1丁目39番地の1
20	多田中学校	川西市新田2丁目29番1号
21	緑台中学校	川西市向陽台3丁目11番地の35
22	清和台中学校	川西市清和台西2丁目3番地の57
23	東谷中学校	川西市見野1丁目9番1号
24	川西養護学校	川西市清和台西2丁目3番地の81
25	久代幼稚園	川西市久代2丁目12番1号
26	多田幼稚園	川西市多田院1丁目4番3号
27	清和台幼稚園	川西市清和台東2丁目3番地の4
28	東谷幼稚園	川西市見野2丁目29番24号

## 第 1 回現地見学会の実施要領及び留意事項

## 1. 現地見学対象校(詳細提案校)

陽明小学校 (川西市向陽台 3 丁目 6 番地の 219)  
川西養護学校 (川西市清和台西 2 丁目 3 番地の 81)  
東谷幼稚園 (川西市見野 2 丁目 29 番 24 号)

詳細提案校とは、事業者選定段階において、新規設備の設置場所や配線・配管方法、安全確保のための動線確保等の考え方を確認するため、詳細な提案を求める対象校であり、事業実施にあたっては示された考え方により、詳細提案校以外の対象校への空調整備が実施されるものとして、提案内容を評価することに留意してください。

## 2. 現地見学会の実施概要

日 時

平成 28 年 7 月 9 日(土) 10:00 から(各校 1 時間半程度)

【集合時間】

川西養護学校 10:00、東谷幼稚園 13:00、陽明小学校 14:30

見学箇所

新規設備を設置する対象室内、校舎周り、敷地周り、職員室(集中リモコン設置予定箇所)、分電盤、受変電設備、ガス供給の状況等を見学対象とします。

申込み方法

第 1 回現地見学会への参加を希望する企業は、第 1 回現地見学会参加申込書(様式 2)に必要な事項を記載の上、平成 28 年 7 月 8 日(金) 17 時までに、電子メール(ファイル添付)にて申込みをしてください。

なお、メールタイトルには「第 1 回現地見学会に関する申込(会社名)」と明記してください

申込みは、実施方針本文第 7・4. に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」に示すメールアドレスに行ってください。

## 3. 現地見学会当日の留意事項

- ・見学者は 1 企業につき 5 名までとしてください。
- ・指定日時を厳守のうえ、現地に集合してください。また、集合場所は、校舎玄関とします。
- ・乗用車で来校する場合には、指定された場所に駐車してください。ただし、台数に限りがあるため、乗り合わせを行うなど、学校への乗入台数の制御に配慮してください。
- ・学校敷地内は全面禁煙です。その他、学校教育活動等に支障のないよう留意してください。
- ・見学中は企業名を記載した腕章又は名札等を着用し、学校職員から求められた場合は身分証明書を提示してください。
- ・見学時に必要なものは各自用意してください(資料、上履き等)。
- ・見学にあたっては、必ず学校職員の指示に従ってください。
- ・本事業に関連する施設の撮影は可能としますが、生徒等の個人が特定されるような撮

影は認めません。また、撮影した写真等は本事業以外には使用しないでください。

- ・ 現地見学における学校職員の説明は、学校内の施設、設備、敷地等の案内に関する事項のみとします。また、当該学校職員の発言は、本事業における個別の事業条件を規定したり、許可したりするものではありません。
- ・ 現地見学時には、本事業の全般や各校の整備条件等に関する質問には答えません。別途、「実施方針等に関する意見書」(様式1)に記入し、実施方針等に関する意見の受付期間に提出してください。

## 参考図書の貸与について

## 1. 参考図書の貸与について

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を次のとおり希望者に貸与します。

(参考図書)

- ・平成28年度公立学校施設台帳(全対象校)
- ・対象室図示図面(全対象校)
- ・給食室備品台帳・平面図(整備の対象となる給食室を有する対象校)
- ・既存空調機器リスト(全対象校)
- ・既存空調設備に係る図面(川西小・川西南中・緑台中・川西養護・久代幼稚園)

## 2. 申込方法

申込期間

平成28年6月30日(木)から平成28年7月4日(月)17:00まで

申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、市のホームページより、参考図書の貸与申込書(様式3)のファイル入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出してください。なお、メールタイトルは「参考図書の貸与申込(企業名)」と明記してください。

申込先

実施方針本文 第7・4.の問い合わせ先参照。

## 3. 貸与及び返却

貸出方法

実施方針本文 第7・4.記載の窓口に訪問し、参考図書の貸与申込書(様式3)を、押印のうえ、参考図書の受領時に提出してください。市は、当該押印済申込書と引換えに参考図書の貸与を行います。なお、訪問にあたっては事前に市と訪問予定時刻について連絡・調整を行い、約束した時刻に訪問してください。

貸出期間

平成28年7月4日(月)から平成28年7月8日(金)まで

貸出時間9:00から17:00(12:00から13:00を除く。)

返却期間

貸与された資料は平成28年7月11日(月)までに返却してください。